委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	高島市	
4. 届出番号	21	
5. 独自利用事務の事例番 号	94-0	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1492064773221/index.html	

執行機関名 高島市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱による 高齢者等に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第19の項
		高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱による 高齢者等に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱(平成2 0年高島市告示第169号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳 を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、	第1条 この告示は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が後見、保佐または補助(以下「後見等」という。)の開始の審判の請求(以下「審判請求」という。)を行うとともに、成年後見制度の利用に係る審判請求費用ならびに成年後見人、保佐人および補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬の全部または一部を助成することにより、審判請求対象者の権利利益を擁護し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付要綱